



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

平成30年度上半期の相談状況

平成30年度上半期（平成30年4月～30年9月）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は、1,417件で、前年同期（1,444件）に比べて27件減少しました。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「融資サービス」「健康食品」

1位は、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求や架空請求などの「放送・コンテンツ等」148件（うちアダルトサイト28件、出会い系サイト7件）です。

2位は「融資サービス」101件（うちフリーローン・サラ金89件）で、前年同期と比べて増加しました。3位の「健康食品」は53件で、前年同期と比べ件数は減少しましたが、順位は4位から上がっています。

●架空請求（身に覚えのない請求）に関する相談が増加

利用した覚えのないサイト利用料等を請求するメールに関する相談は、前年同期と比べ減少しましたが、法務省等をかたり、財産の差押えを強制的に執行するなど書かれた「架空請求」のハガキに関する相談が昨年度に引き続き多数寄せられています。その結果、上半期の架空請求に関する相談件数は、急増した前年同期をさらに上回る状況となっています。

●契約当事者の約44%が60歳以上

相談における契約当事者を年代別にみると、70歳以上（336件）が最も多く、次は60歳代（282件）で、年齢の高い方からの相談が多い状況が続いています。

アドバイス

- 1、 架空請求は決して相手にせず無視しましょう。書かれている連絡先に連絡することで、執ように金銭の支払を求められますし、電話番号などの個人情報を知られることで新たなトラブルにつながるおそれがあります。
- 2、 高齢者の被害を防ぐためには、周囲の方の気配りと見守りが重要です。一人で悩んでいないか時々声をかけてあげましょう。
- 3、 困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットラインの電話番号「188（いやや!）」で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013